

大和市下水道条例の一部を改正する条例

大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3一般汚水の項中「599円」を「675円」に、

99円
111円
123円
141円
167円
178円
191円
221円
234円

を

112円
125円
139円
159円
188円
201円
215円
249円
264円

に改め、同表浴場汚水の項中「12円」を「14円」に改め、

同表水泳場汚水の項中「94円」を「106円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日以後初めて行われる計量に基づき算出される使用料は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。